

地域総合支援センターの設置について

1. 地域総合支援センター

高齢者介護を中心とする地域包括ケアシステムを発展させ、誰もが安心して暮らせる地域づくりを目指し、高齢者や障害者、子どもを含め広く地域の総合的・包括的な相談対応の拠点です。業務の効率性やセンター間における業務の平準化等の観点から、平成30年4月から市内6か所に設置します。

名称	設置場所
あさぎり・おおくら総合支援センター	旧あかねが丘学園跡地
きんじょう・きぬがわ総合支援センター	保健センター1階
にしあかし総合支援センター	総合福祉センター1階
おおくぼ総合支援センター	医療福祉会館2階
うおずみ総合支援センター	魚住市民センター2階
ふたみ総合支援センター（平成29年10月開設）	ふれあいプラザあかし西1階

2. 主な事業内容

(1) 分野横断的な相談対応

高齢者のみならず、障害者、子どもを含む、様々な生活のしづらさを抱えた支援を必要とする人やその家族に対して、分野横断的な相談対応を行えるよう、市内の連携体制はもとより、地域住民を主体とする支え合い体制の構築や、関係機関との連携を図りながら、総合的な相談・支援調整を行います。

(2) 地域の支え合い体制の構築

日常的な地域の中での「気づき」が、支援を必要とする人の早期発見につながるため、地域支援の担い手となる住民の結集と支え合い活動を含む幅広い社会資源等とのネットワークづくりに向けた地域の支え合い体制を構築します。

(3) 介護保険法に規定する各種事業等

要支援認定者等に対する介護予防ケアプランの作成等や、高齢者の通いの場づくり等を行う介護予防事業の実施、成年後見制度の利用促進等の権利擁護の取組、在宅介護支援センターで実施している業務等を行います。

3. 運営体制

運営については、総合福祉センターを拠点として、社会福祉協議会による一体的な組織体制のもと、保健師や社会福祉士、主任介護支援専門員等の専門職が、高齢者や障害者、子ども等の総合的・包括的な相談支援と、住民主体の多様な支え合い体制の構築等、地域福祉の充実を目指した地域づくりを一体的に推進します。（地域総合支援センターの設置に伴い、現在の在宅介護支援センターは平成30年3月末で廃止します。）